

福島市放課後児童健全育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昼間保護者のいない家庭の児童（以下「放課後児童」という。）等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織（以下「放課後児童クラブ」という。）に関して、福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第37号）のほかこの要綱において必要な事項を定めるものとする。
(組織及び運営)

第2条 放課後児童クラブの組織及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の保護者及び社会福祉法人等をもって、管理運営する組織を設置すること。
- (2) 専任の支援員数は、別表1を基準とすること。
- (3) 政治的又は宗教上の組織等に属していないこと。

(事業の委託)

第3条 この事業は市長が適当と認める放課後児童クラブに対し、次に掲げる事項について委託して実施するものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全管理及び情緒の安定について
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成について
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上について
- (4) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援について
- (5) その他児童の健全育成上必要な活動について

(委託の手續)

第4条 この事業の委託を受けようとする放課後児童クラブは、福島市放課後児童健全育成事業受託申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、原則として前年9月末まで市長に申請しなければならない。

- (1) 運営委員会等役員名簿
- (2) 支援員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 児童名簿
- (6) 運営規程
- (7) 施設見取図
- (8) その他市長が必要と認める書類

(委託の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、委託することが適当と認めるときは、予算の範囲内で放課後児童健全育成事業委託決定通知書（様式第2号）により、申請のあった放課後児童クラブに通知するとともに、別に定める委託契約書により契約を締結するものとする。

(委託料)

第6条 委託料は、原則として年3回に分け、5、9、1月にそれぞれ3分の1の額を支払うものとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときはその端数全額を1月支払い時の委託料に合算するものとする。

- 2 委託料の額は、別表2及び別表3のとおりとする。
- 3 前項に定める委託料の額に変更が生じた場合には、当該年度内に委託料の額を変更する。
(委託料の使途の制限)

第7条 委託料は、放課後児童クラブの運営に要する経費（食糧費を除く。）に充てるものとする。

(関係帳簿)

第8条 放課後児童クラブには、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 指導日誌
 - (2) 児童名簿
 - (3) 出席簿
 - (4) 備品台帳
 - (5) 支援員出勤簿
 - (6) 現金出納簿
 - (7) その他必要な書類
- 2 放課後児童クラブは、委託に関する帳簿及び書類を当該事業の完了後5年間保存しなければならない。
 - 3 市長は、必要に応じて関係帳簿の提出を求めることができる。

(事業の報告)

第9条 放課後児童クラブは、事業終了後、事業及び決算について速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 「福島市児童クラブ事業実施要綱」は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。(一部改正)
- 4 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(一部改正)
- 5 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。(一部改正)
- 6 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月26日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年12月1日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年12月26日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成20年12月26日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成 21 年 12 月 25 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 24 年 12 月 21 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 25 年 12 月 27 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 12 月 17 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 12 月 27 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 27 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、改正後の福島市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(別表 1)

専任支援員数基準

児童数	支援員数
5～19人	2人以上※
20～35人	2人以上
36～60人	3人以上
61人～70人	4人以上

※同一敷地内での兼務可

(別表 2)

委託料の額

①基本額	児童の数	区分	
		1～9人	2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円
	10～19人	2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円	
	20～35人	4,734,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円	
	36～45人	4,734,000円	
	46～70人	4,734,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×69,000円	
	71人以上	2,917,000円	
②加算額	◆開設日数加算		(年間開所日数－250日)×19,000円
	◆長時間開設加算	平日分	1時間当たり 409,000円
		長期休暇分	1時間当たり 184,000円
③障害児受入推進事業 (実施する場合)			2,009,000円
④小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置			625,000円
⑤障害児受入強化推進事業(3人以上)			2,000,000円

①基本額

原則として、平日(200日:4時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設する場合。

支援の単位を構成する児童の数=4月～3月の利用登録時の児童数の合計÷12(カ月)

②加算額(基本額に加算する)

◆開設日数加算

原則として、1日8時間以上開所する場合。

251日～300日までの250日を超える日数を加算する。

◆長時間開設加算

(平日分)

1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間

(長期休業日分)

1日8時間以上開設する場合

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間

※1時間未満の場合は15分単位で算定し、1時間を超える場合は4時間を限度として加算する。

③障害児受入推進事業

障害児を受入し、専任の指導員を配置する場合に加算する。

※障害児加算する場合の要件

障害児とは、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証明書所持する児童又は、手帳を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見書等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。（特別支援学級へ在籍、通級等）

①専任指導員の配置（人件費相当、加配しない場合は加算なし） ②研修の受講

※新規受入の場合は事前協議必要。手帳等のコピー必要（クラブで保管）

④小規模クラブ（19人以下）における職員の複数配置

19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営するために加算する。

⑤障害児受入強化推進事業

3人以上の障害児を受入し、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、専任の支援員等を1名以上配置する場合に加算する。

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。